

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

(1) 管理運営方針について

① 運営理念

平成11年4月財団設立以来、本財団は佐賀県・佐賀県教育委員会より委託を受け、「少年の健全育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。」という設置理念に沿って運営してきました。運営の基本理念は、

- ・「体験」「発見」「感動」という施設テーマに沿った体験活動プログラムの開発
- ・専門性を有し、思いやりあふれる対応ができる職員による支援
- ・清潔で使いやすい施設・設備の管理・維持と安全でおいしい食事の提供

です。今後も、利用者のニーズを尊重し、親しまれ、喜んでいただける施設になることを目指し、全職員が一丸となって運営に努めます。

なお、少年自然の家の運営については、外部からの有識者・学識経験者からなる「評価委員会」を設置して事業評価を行い、運営改善に資するようにします。

② 管理運営方針

青少年が自然に親しみ、自然の中でいろいろな体験を通して、情操や社会性を豊かにし、人間としてのやさしさ、たくましさを育むことを運営方針とし、下記ア～キの基本方針に沿って運営を行います。

ア 県との連携・協力と人材活用

- ・ 県との緊密な連携や協力を図りながら、財団の人材を最大限活用して設置目的が達成できるように管理運営を行います。

イ 青少年のための事業計画

- ・ 自然の中で野外活動、自然観察、研修等を通して、青少年の体力向上、コミュニケーション力や規範意識の醸成など、豊かな情操や社会性を身に付け、たくましく生きる力を育むプログラムを設定し、利用団体支援事業を行います。
- ・ 利用団体が安全・安心して利用できるように施設・設備等の適切な管理を行います。
- ・ 施設の恵まれた環境を活かし、園児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とする事業や、ファミリーを対象とする事業など、教育効果が高く、少年自然の家独自の発想やノウハウを活用した提案型事業を企画・開催します。

ウ 安全・安心への配慮

- ・ 野外活動等での事故（熱中症等を含む）を未然に防ぐための指導、そして事故に対する適切な対応などで、利用者の安全を最優先した運営を行います。
- ・ 食中毒、アレルギー対応等、食事委託事業者との連携を密に図り、利用者への安全・安心な食事の提供を行います。

エ 利用者のニーズと経費の縮減

- ・ 利用者が多い夏場においてはデマンド値等を意識し電力経費の縮減に努めるとともに、エアコンの利用については、利用者のニーズ及び健康管理上の観点から適切な使用を心がけます。また、経費については、見直しを行い経費の削減を図ります。

オ 個人情報の保護

- ・ 個人情報の保護についての職員研修を行い、コンプライアンス（法令遵守）に努めます。

カ 利用者の増加

- ・ 利用者の増加を図るために、利用者の意見に率直に耳を傾け、迅速な対応を心掛けます。積極的に広報活動を行い、SNS等を利用し情報発信に努めます。出前講座を実施し学校や地域へ出向きます。

キ 地域との連携・協力

- ・ 少年自然の家が行う活動について、特にカッター活動やウォーキング、波戸の海中綱引きや鎮西町夏祭り、石室綱引き等では唐津海上保安部、唐津市鎮西支所、玄海漁協鎮西支所、地元波戸地区・先部地区・石室地区等の理解・協力を得るように努めます。

また、これまで相互協力をしてきた打上地区活性化協議会が行う「タケノコ祭」や農事組合法人なごやアグリが行う「とうもろこし収穫体験」、地元農家が行う「サツマイモ掘り体験」等との連携を推進します。

さらに、利用スポーツ団体と地域のスポーツチームの交流を促進させます。

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

(2) 事業計画の実現可能性について

管理運営方針に基づいて、「利用団体支援事業」「提案型事業」を実施します。

① 「利用団体支援事業」

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中で集団宿泊活動、野外活動、自然観察等を通して、体力の向上や豊かな情操及び社会性を培い、心身とも健全な青少年を育成することを目的とした施設です。近年、野外活動を目的とした利用ではなく、社会情勢の変化に伴い、本施設が団体独自の目的を達成するために使用されることが多くなってきました。しかし、活動内容はそれぞれ異なっていても、心身ともに健全な青少年の育成という点については変わりありません。

ア 野外活動を主に行う利用団体

野外活動、自然観察を行う団体であり、カッター活動、野外炊飯、シュノーケリング、ウォークラリー、キャンプファイヤーなどが活動内容です。自然の家本来の設置理念に沿ったもので、小学校、中学校、子ども会等の利用団体が多く、事故等がないように支援します。

イ 集団訓練や学習訓練を主に行う利用団体

挨拶の仕方、行進などの集団訓練や、話の聞き方、ノートの取り方などの学習訓練が活動内容です。野外活動は小学校や中学校で、集団訓練・学習訓練は高校で行うことが多く、利用団体が体育館や運動場で集団訓練や学習訓練を効果的に実施できるように支援します。

ウ 文化・体育活動を主に行う利用団体

音楽、書道などの文化活動や、野球、サッカーなどの体育活動を行う利用団体です。高校・大学・専門学校等のサークル活動や、野球・サッカーなどの社会体育関係の団体がこれにあたります。活動に必要な施設設備品の整備に努め、利用団体の要望に応えるようにします。

エ リハビリや訓練を主に行う利用団体

障がいを克服するためにリハビリや訓練を行う利用団体です。特別支援学校、親の会などの団体であり、入浴、食事時間などで特別に配慮を要します。本施設として、利用団体の要望にできるだけ応えるようにします。本所の多彩なプログラムを創意・工夫して自然体験活動を提供することで、失われつつある社会性、道徳性、忍耐力を育み、心身ともに健全な青少年の育成と利用団体の目的達成に寄与します。

② 「提案型支援事業」

提案型事業は、ア 食事提供業務 イ 青少年の健全育成に資する事業 ウ 施設の利用促進に資する事業 エ その他：利用者サービス向上 があります。

ア 食事提供業務

(i) 安全、安心で良質な食事を提供するために、食堂の運営に優れている専門の業者へ委託することとします。なお、利用者の事前注文により、特別食（利用団体のすべての者が希望する場合）、增量食やオードブルを提供します。

(ii) 食堂の運営は、食事の内容、職員の対応、設備等の状況、満足度などについて、利用者に「アンケート」をお願いし、これらの意見を反映することとします。

イ 青少年の健全育成に資する事業

青少年の健全育成を図る施設として、自然体験活動をメインとした事業を実施します。また、事業終了後、参加者からのアンケートをもとにより質の高い事業になるように改善を図ります。

ウ 施設の利用促進に資する事業

閑散期の利用を促進するため、スポーツ団体を対象とした「スポーツ交流大会」、高齢者を対象とした「ふれあいグラウンドゴルフ大会」、成人を対象として周辺地域の事業者と連携した体験活動「わくわくサークル」を実施します。

また、本所の利用促進と地域振興のために日帰りイベント「HADO（8.10）の夏まつり」を実施します。

エ その他：利用者サービス向上

学校・公民館等を対象とした「出前講座」を実施します。特に、閑散期対策として、施設のPRや指導員のスキルアップを兼ねて積極的に取り組みます。

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

(3) 収支計画について

① 収入計画

(単位：千円)

区分		7年度
県委託料		1 2 2, 1 6 2
利用料金収入		1 6, 7 5 3
その他の収入		1, 6 7 8
内訳	カッター活動	9 0 0
	クラフト等	7 4 3
	その他	3 5
合 計		1 4 0, 5 9 3

② 支出計画

(単位：千円)

区分		7年度
人件費		6 3, 1 0 1
内訳	給料、手当、社会保険料等	5 7, 3 6 4
	租税公課	5, 7 3 7
施設維持管理経費		7 2, 7 3 2
内訳	維持管理業務委託料	3 2, 1 2 1
	光熱水費	1 1, 0 7 1
	施設・設備修繕料、消耗品等	1 2, 9 5 2
	使用料賃借料	9, 2 3 5
	その他（損害保険料、支払手数料等）	7, 3 5 3
施設運営事業費		4, 7 6 0
内訳	利用団体支援事業	4, 5 3 7
	広報事業等	2 2 3
合 計		1 4 0, 5 9 3

2 少年自然の家の施設の設置の平等利用の確保に関する事項

- (1) 生活弱者等への配慮について
- (2) 公平な利用計画について

(1) 生活弱者等への配慮について

「さがすたいる」の実現を目指し、次のこと取り組みます。

- ① 佐賀県少年自然の家利用料金に関する規定第5条に基づき、利用料金を免除します。その際、ミライロ ID の利用にも対応します。
- ② 佐賀県パーキングパークミット制度による身体障がい者等に対する駐車場の確保、施設内にあるエレベーターの利用を勧めています。また、貸出用の車いすや移動式のスロープを使い、よりスムーズな活動をサポートします。
- ③ 障がい者のリハビリ訓練や幼稚園・保育園のお泊り保育では、生活棟和室（60名）の利用を希望される団体へは、その使用を優先させます。
- ④ 障がいの方は体温調節がうまくできない方が多いので、要望に応じて部屋の冷房・暖房を行います。また、障がいの方には、手すりがついて入浴がしやすい小浴場の利用を案内します。
- ⑤ 聴覚障害のある方については、電子メモパッドを使った筆談。日本語が話せない外国人の方については電子翻訳機を使い、円滑なコミュニケーションができるようにします。

(2) 公平な利用計画について

① 青少年のための事業計画

利用する団体が希望する期日に本施設を利用できるよう、申込み開始期日を下記のように定め、設置目的に沿った活動ができるように受け入れを決定します。

ア 県内各学校、県内教育委員会

利用希望日が同時期の平日に集中して調整が困難なため、前年度の5月中旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行います。その後、利用団体と調整して利用日を決定します。

イ 県外の学校・県内その他の団体

前年度の5月下旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行い、県内の学校及び教育委員会の利用日が決定した後、調整を行い利用日の決定をします。

ウ 県外のその他の団体（スポーツ団体、家族等）

利用の6ヶ月前より受付を開始します。ただし、各団体が主催する県大会、九州大会、全国大会は優先的に受け入れます。

② 施設利用料の免除について

少年自然の家で活動するボランティアの養成または実践活動における当該ボランティアに参加した方は施設利用料（宿泊利用料及び寝具代）を免除します。

③ 施設利用の公平性

ア 同じ日に複数の団体が、施設、器具及びフィールド等の利用を希望し重複する場合は、団体の利用目的に沿った他の活動等を提案するなどの解決策を示し、互いに納得するよう調整を行い、公平な利用に努めます。

イ 食事・入浴等の時間については、利用者ニーズに応えるものとし、利用希望の時間が重複する場合は、調整担当が利用団体と連絡を取り、お互いに納得するよう調整を行い、公平な利用に努めます。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用者サービスの向上》

(1) 利用者サービスの向上について

利用者サービスの考え方

ハード面の施設がよくても、肝心なのは「人」です。「施設は人なり」と言われるように波戸岬少年自然の家の職員一人一人が、サービス精神を身に付け、笑顔を絶やさず、思いやりあふれる対応をすることが基本です。そのためには、職員一人一人が、少年自然の家の基本理念と運営方針をよく理解し、全職員一丸となってサービスの向上に努力します。

○ 利用者サービスの基本方針

- ・ 自然の中での野外活動、自然観察、研修等を行うことにより、青少年の健全育成を図ることを主眼においたサービスを実施します。
- ・ 青少年の利用団体が、宿泊訓練を通して利用目的を達成できるように必要なサービスを行います。
- ・ 利用団体からの意見等をもとに、指定管理者制度導入の目的に合致した利用者サービスの向上を図ります。
- ・ どの程度サービスの向上がなされているかを客観的に判断するために、利用者アンケート（満足度調査を含む）を実施します。

○ 利用者ファーストの視点に立ったサービスの取組

ア 利用団体の自主的・主体的な活動計画を尊重し、多様な体験的活動が展開できるように積極的に援助・支援を行います。

イ 当日の活動等が円滑に実施できるように、要請があれば学校に出向き、直接子どもたちへ事前指導を行います。また、事前に引率者（指導者）に本施設の施設・設備及び活動プログラムを理解していただけるように指導・助言を行います。

ウ 本施設の施設・設備を有効に活用するとともに、個々の指導員の指導力を活かした提案型事業を行います。

エ 利用の手引き、活動プログラム資料等を見直して、分かりやすく、新しい情報を記載した手引きを作成し、魅力的なプログラムになるように改善を行います。

オ ホームページを随時更新して、最新の情報を提供します。また、スムーズでわかりやすい予約システムになるよう、県と連携して見直しをしていくとともに、現行の学校優先方式についてもよりよい方式を検討していきます。

カ 入浴時間、食事時間、入退所時間など、利用者の立場に立って臨機応変に対応します。

キ 少年自然の家が提供する活動プログラム（カッター活動、野外炊飯等）は、実施に際して指導や助言を積極的に行います。

ク 利用者の意見・要望等には、可能な限り柔軟に対応します。また、利用者のアンケートや指摘内容には、迅速に対応して改善に努めます。難しい場合は、その理由を明確にして利用者の理解を得るようにします。

ケ 来訪者、電話等には迅速に対応して待たせないように努めます。

コ 利用者には、ラケット、ボール等の貸出を行います。

サ 施設内における遺失物・拾得物の処理を適正に行い、遺失物届出表に記載し、一定期間それを保管して利用者の問い合わせに応じます。

シ 熱中症対策として、利用者に分かるように暑さ指数（WBGT）を掲示したり、携帯用 WBGT 測定器を貸し出したりします。また、冷茶のサービス、ミストシャワーの設置、独自のクーリングシェルターとして交歓ホールの常時開放を行います。さらに、状況に応じ宿泊棟等において、エアコンの稼働時間を延長します。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項**《利用者サービスの向上》****(1) 利用者サービスの向上について**

ス 青少年教育施設として、すべての利用者が気持ちよく過ごせるように、飲酒や喫煙ルールを明確にし、ポスターや手渡し資料で共通理解を図ります。

セ 消耗品や備品については、日常点検や月末の定期点検においてチェックを行い、いつでも安心・安全に利用できるように充実させます。

ソ 料金の支払いについて、電子決済等の導入に関し、県と調整しながら進めるとともに、利用者の要望に沿った書類の作成に努めます。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用者サービスの向上》

(2) 利用者意見の反映について

〈基本的な考え方〉

利用者からの運営の問題点、改善事項等の意見を把握して、その意見を反映することは、リピーターを増やすことになり、施設利用者数の増大へ向け大切なことと考え、真摯に取り組みます。

① 利用者の意見等の把握

ア 聞き取り活動

利用団体が本施設での活動中に、所長・副所長や職員が利用者（引率者）とコミュニケーションをとることにより施設利用の動機、活動内容、施設への要望等の情報を得ます。

イ アンケート

入所時にアンケート用紙を配布して、施設を利用する動機、実際に利用しての意見や要望等を記入してもらい、利用者の率直な感想や意見の把握に努め、アンケート用紙は全職員（委託業者を含む）閲覧します。なお、アンケート記入は、回答者に負担にならないように選択式にしたり、ロゴフォームでも回答できるようにしたりして意見集約を容易にしています。

アンケートに気になるような記述があれば、直接利用者に尋ねたり、電話で問い合わせたりしてその真意を把握します。また、レストラン会議や朝の業務打合せで共通理解を図り対応等を確認します。さらに、県民の意見を広く把握するために、ホームページやメールで意見の把握をし、「満足度調査」を行います。

② 利用者意見の反映

利用者からの意見や要望には、施設設備に関するハード面と、職員の利用者への対応などのソフト面とがあります。

ア 退所時、アンケートが提出された時点で、気になる記述があれば事実関係を確認し、できるものは早急に対応します。また、アンケート内容に不明な部分があれば、直接記入者に尋ねて内容を把握します。

イ 施設の改善改修工事、人員体制の見直しなどが必要な場合、県とも協議して、できるだけ速やかに改善に努めます。

ウ 気になる記述については、毎朝の業務打ち合わせ、毎月の全職員参加の会議、レストラン会議等において協議し対応します。

エ 県に報告した要望案件について、要検討となった場合には、その進捗状況について報告していきます。

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項**《利用者サービスの向上》****(3) 施設の開閉所日及び開閉時間について****① 開閉所日について**

- ・ 指定した休所日（12月29日～翌年1月3日）以外は、原則として、年中無休で運営します。
- ・ 施設内の害虫駆除、臨時的に修繕・点検が必要な場合など施設内の保全のために、年に数日間、県の承認をうけて休所日を設けます。

② 開閉所時間等について

原則として、下記のようにしていますが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応します。

- ・ 開所時間 午前 8時30分から 午後 5時15分まで
- ・ 利用時間 午前 9時00分から 午後10時00分まで
- ・ 入所時間 午前 9時00分から 午後 4時00分まで
- ・ 退所時間 午前 9時00分から 午後 4時00分まで

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用者サービスの向上》

(4) 提案型事業の実施方針、内容及び料金-1

① 提案型事業①（食事提供業務）

ア 食堂の運営体制

(i) 安全、安心で良質な食事を提供するために、食堂の運営に優れている専門の業者へ委託することとします。なお、食堂の運営業者が、利用者の事前注文により、特別食（利用団体のすべての者が希望する場合）、增量食やオードブルを提供します。

(ii) 食堂の運営は、食事の内容、職員の対応、設備等の状況、満足度などについて、利用者に「アンケート」をお願いし、これらの意見を反映することとします。

イ 食事の提供について

利用者のニーズに応じた食事の提供に努めます。

	小学生未満	小学生	中学生以上
朝 食	500円	600円	700円
昼 食	650円	750円	850円
夕 食	800円	900円	1000円
弁 当	450円	600円	700円
野外炊飯		750円	
BBQ		2000円	

ウ 食事の提供場所について

(i) レストラン食・・・基本的に食堂としますが、人数が多いときは、交歓ホールも開放します。

(ii) 野外炊飯食・・・基本的に野外炊飯場で行いますが、団体数が多い場合の BBQ は、他の場所でもできるように臨機応変に対応します。

(iii) 弁当食・・・天気の良い日は、芝生・野外炊飯場等を開放します。天候によっては、体育館や研修室等を開放します。

エ 廃棄物について

『SDGs12 つくる責任・つかう責任』の活動に取り組み、利用者にも積極的に協力を要請して目標の達成に向けて努力していきます。

オ 食の安全について

食堂管理運営業者と協力して、次の事項に取り組みます。

(i) 食品衛生法その他の関連法令を遵守します。

(ii) エリアマネージャー、栄養士、調理師を配置し、安全・安心な食事の提供を行います。

(iii) 厨房内の設備や食器類等は常に清潔を保ち、伝染病・食中毒の防止に努めます。

(iv) 食材等の購入・保管については、品質管理と衛生管理に努めます。

(v) 火元責任者を定め、火気類の取扱には十分留意し、火災予防には万全を期します。

(vi) 業務終了後の戸締りを確実に励行し、防犯・防災対策には最新の注意を払うなど、職員全体での安全意識の周知徹底を図ります。

(vii) その他、食事の安全確保対策に努めます。

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用者サービスの向上》

(4) 提案型事業の実施方針、内容及び料金-2

カ 検食・提供した食事の保存について

(i) 利用者に食事を提供する30分前までに、ご飯の硬さ、副食の味付け、分量、色彩、鮮度、異物混入の有無、加熱の状態、異臭、食器等の洗浄状態、献立の変更等について、財団職員が検食を行います。

(ii) 提供した食事については2週間の保存を義務付けます。

キ 厨房従業員の対応について

(i) 安全・安心な食事の提供のために定期的な検便と健康診断を義務付けます。

(ii) 異物混入がないよう厨房設備や調理器具の取扱には細心の注意を促します。

ク 配膳について

揚げ物等については、温かいうちに提供できるように工夫します。

ケ 食物アレルギー対策

利用者の命に係わる食物アレルギーについては、細心の注意を払います。

※ 4-(9)参照

コ その他

(満足度アップ) 利用者に満足していただくために、年齢に応じた3段階のメニューを設定します。また、『おかわりコーナー』を設置して主食と汁物を提供します。また、スポーツ団体には、追加メニューを用意して提供しています。

(食中毒防止) 食材及び食物（菓子類等の乾物は除く）の持ち込みは、原則として禁止します。

(地産地消) 食材については、可能な限り地元業者から納入してもらうことを進めています。

(食事料金) 食事の料金は、適正な価格を考慮するとともに、利用者に過度の負担がなく、満足な食事を提供できる金額で設定します。

(食育と SDGS) 食育とSDGS12（つくる責任・つかう責任）の観点から、残食を減らす活動を利用者に呼びかけます。

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用者サービスの向上》

(4) 提案型事業の実施方針、内容及び料金-3

① 提案型事業②（青少年の健全育成に資する事業）

自然体験活動を通して、青少年の健全育成を図る施設として、下記の事業を実施します。

また、事業終了後、参加者からのアンケートをもとにより質の高い事業になるように改善を図ります。

事業の目的

(ア) 青少年の健全育成に係る体験活動、研修等

(イ) 青少年の体験活動を支援する指導者の育成

(ウ) ひきこもり、いじめ、ネット依存など青少年が抱える課題の未然防止に資する体験活動等

事業名（目的）	時期	内 容	対象者	実施回数	料金
波戸セミナー(イ)	5.8.2月	プログラム作成、施設見学	教職員 利用団体 利用率者	3回	無 料
ファミリータイム in HADO(ア)	8月下旬 11月上旬	家族の交流を目的とした野外活動・野外炊飯・クラフト・伝統行事	子どもと その家族	2回	4,000 円程度
いきいきHADO スクール(ウ)	7月中旬 10月中旬 2月下旬	カッター活動・野外活動・野外炊飯・クラフト等	小中学生	3回	4,000 円程度
みんなでめざそう SDGS !(ア)	11月下旬	SDGS の 17 の目標の中から一つに特化した内容の体験活動やクラフト	小中学生	1回	3,000 円程度
年末ふれあい プラン(ア)	12月下旬	もちつき体験とお正月 クラフト	子どもと その家族	1回	4,000 円程度
みんなで楽しむ 野外活動(ア)	6月中旬 9月下旬	グループ活動のレクリエーション・ クラフト活動・野外炊飯等	子どもと その家族	2回	3,000 円程度
のびのびのびっこ (ウ)	7月上旬 10月下旬	グループ活動のレクリエーション・ クラフト活動・野外炊飯・芋ほり体験等	子どもと その家族	2回	3,000 円程度
3施設 リーフェスティバル(ア)	10月中旬	秋の野外活動、クラフト 野外炊飯等	子どもと その家族	1回	3,000 円程度
ボランティア講座 (イ)	6月上旬	活動プログラムと指導 方法についての研修	高校生 大学生 社会人	1回	3,000 円程度
子育てセミナー (ウ)	1月中旬	体験活動、子育て講演等	子どもと その家族	1回	4,000 円程度

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用者サービスの向上》

(4) 提案型事業の実施方針、内容及び料金-4

③ 提案型事業③ (施設の利用促進に資する事業)

事業名	時期	内 容	対象者	実施回数	料金
九州オルレ (唐津コース) 活動支援事業	通年	・敷地内を通っているオル レコースにおいて、参加者 の休憩や通過を支援する。	オルレ 参加者	40 回 程度	無料
スポーツ交流事業 (近県中学生女子バ レーボール大会)	2月下旬	・2会場で 1日：予選会 2日：パート別決勝大会	近県の女 子バレー ボール部	1回	1チーム 3,000 円程度
ふれあいグラウ ンドゴルフ大会	10月中旬 3月上旬	・グラウンドコース2面 ・芝生広場コース1面チーム 戦及び個人戦で行う。	高齢者	2回	2,000 円程度
わくわく サークル	7月中旬 12月上旬 2月中旬	趣味の講座、クラフト活動、 スイーツ・パン作り等	成人	3回	3,000 円程度
HADO (8.10) の夏まつり	8月中旬	8月10日をHADOの日とし ての日帰りイベント。夏祭り を計画して予約なしで来所 してもらう。	利用者 全般	1回	無 料 (活動に より 料 金発生)

④ 提案型事業④ (その他：利用者サービス向上)

学校の親子レクや公民館の行事、イベント向けの出前講座を積極的に行います。

事業名	時期	内 容	対象者	料金(円)
出前講座	通年	団体の要望によりクラフト活 動・ニュースポーツなど	学 校 公民館	出張旅費 (2000円) +クラフト代金

**3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項
《利用者サービスの向上》
(5) 利益の取り扱いについて**

利用料金等で得た利益については、活動用品の整備など利用者の要望が多いものにて、利用者へのサービスに努めます。

- 1 広報、リーフレットの配布
- 2 備品、消耗品(ボール、ラケットなど)の貸出
- 3 昼間の活動後、必要に応じて屋外シャワー使用の要望に対応
- 4 主催事業・提案型事業での活動の写真配布

利用者の要望は団体によって様々ですので、誠意をもってできるだけ応えられるようにします。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

(6) 多彩・柔軟な体験プログラムの具体的な実施-1

青少年教育の拠点として、次代を担う少年を育むため、自然の中での団体生活を通じて、野外活動、自然観察、研修等の学習の機会を提供し利用者のニーズに応えます。要望があれば学校に出向き事前指導を行います。

周辺施設の資源の活用、指導員の能力開発等により、魅力あるプログラムの提供に努め、職員による活動支援を積極的に行います。なお、利用料金に関しては、必要経費を精査し、適正な設定に見直すとともに、魅力あるメニューを引き続き検討していきます。

① 野外活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
カッター活動	協力する大切さを体験させ、海のすばらしさ、怖さに触れることができる。 また、予測しえない自然環境への対応能力を養うことができる。	玄界灘 波戸漁港 (3時間)
魚つり	海の豊かさに触れることができるとともに、海洋汚染について知ることができ、海を大切にしようとする心を育むことができる。	波戸漁港 納戸漁港等 (3時間)
シュノーケリング	海洋生物などを直接見たり、触れたりすることにより、生物の多様性を知ることができる。 また、海のすばらしさを感じることができます。	少年自然の家周辺 呼子キャランビーチ (2~3時間)
ビーチコーミング	楽しみながら SDGS14（海の豊かさを守ろう）のねらいに迫ることができる。	少年自然の家下海岸 (1~2時間)
オリエンテーリング・ウォークラリーなど	少年自然の家周辺の自然に親しむことができる。また、グループ活動を通して、仲間づくりができ、判断力、洞察力を養うことができる。	少年自然の家周辺 (1~3時間)
野外観察	少年自然の家周辺の植物、野鳥、昆虫、岩石などを観察することにより、自然に対する興味・関心を持たせることができる。	少年自然の家周辺 (1~3時間)
磯観察	海洋生物などを直接見たり、触れたりすることにより、生物の多様性を知ることができます。 また、海のすばらしさを感じることができます。	少年自然の家下海岸 (1~2時間)
野外炊飯	炊飯、調理することの楽しさ味わうとともに、食物の大切さを知ることができます。また、仲間と協力する大切さを知ることができます。	野外炊飯場 (3~4時間)

② 屋内活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
クラフト	少年自然の家周辺の海岸の石、木ぎれなどを利用して製作活動を行い、手作りの喜びや楽しさを味わうことができる。	実習室 (2~3時間)

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

(6) 多彩・柔軟な体験プログラムの具体的な実施-2

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
室内ゲーム	少年自然の家の環境（海洋生物等の掲示物）を利用して、楽しみながら知的な興味・関心を持たせることができる。	少年自然の家 (1～2時間)
スポーツ	体育館を利用して、ドッジボール、バレーボール、バドミントン等の運動を行い、体力づくり、仲間づくりができる。	体育館 (1～3時間)
学習訓練	本施設の研修室等を利用して、話の聞き方、発表の仕方、ノートの取り方などの基本的な学習訓練をすることができる。	研修室等

③ 交流プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
キャンプファイヤーキャンドルの集い	炎の尊厳を感じ、清らかな心を育てるとともに、親睦を図り、仲間づくりと友情の絆を育てることができる。	少年自然の家 野外 (2～3時間)
スポーツ	グラウンド、体育館、芝生広場等で、ペタンク、サッカー、野球、卓球、バドミントンなどのスポーツやレクリエーションを通して、体力づくり、仲間づくりができる。	グランド等 (1～3時間)

④ 周辺施設を利用したプログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
名護屋城跡や名護屋城博物館の探訪等	歴史探訪ハイキング等の活動を通して、豊臣秀吉が起こした朝鮮出兵の拠点となった名護屋城を知るとともに、歴史への興味・関心を持たせることができる。	名護屋城跡 名護屋城博物館 (2～3時間)
玄海町次世代エネルギーパーク「あすぴあ」	太陽光、風力、水力、水素、バイオマス等の次世代エネルギーについて、目で見て手で触れて遊びながら楽しく学ぶことができる。	玄海町 (1～3時間)
玄海エネルギーパーク	原子力発電の仕組み等を知ることを通して、エネルギー問題、原発問題、環境問題を考える契機とすることができます。	玄海町 (1～3時間)
呼子朝市と鯨組主中尾家屋敷の散策	日本三大朝市の一つである呼子朝市と江戸中期から明治初期までの捕鯨業で巨万の富を築いた中尾家屋敷を散策することで独特の文化にふれることができる。	呼子町 (1～2時間)
風の見える丘公園への散策	呼子大橋や名護屋大橋を渡り、玄界灘の島々を眺望して、風の見える丘（加部島）までの散策を通して、海や島々等の自然のすばらしさを実感することができる。	風の見える丘 〔加部島〕 (1～4時間)

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

(7) 地元（近隣観光施設を含む）との連携

提携型事業や利用団体支援事業のプログラムに、地域の伝統行事や近隣施設のイベントを取り入れ、地域の人々と交流する機会を提供し、地域の振興及び活性化にも貢献します。

また、地元区や協議会、周辺施設との会議等を行い、連携等について話し合いを行っていきます。

期日等	イベント等	対応
4月上旬	打上タケノコ祭	打上地区活性化協議会との共催で運営に参加
4月下旬	波戸岬ビーチクリーンアップ	職員が参加
5月下旬	唐津シーサイドフェス	期間中施設を全館貸切にして、全面協力をしている。
6月第1土、日	呼子大綱引き	当日の利用者に紹介
6月上旬～中旬	トウモロコシ収穫体験	期日があえば事業プログラムのオフションとして参加
8月 第4土曜日	波戸岬夏祭り（花火大会）	・実行委員として運営に参加 ・事業プログラムに組み込んで連携・参加
8月中旬	水光呼子港祭（花火大会）	当日の利用者に紹介
10月中旬	サツマイモ掘り体験	事業プログラムに組み込んで連携・参加
11月第2土曜日	石室猪ノ子祭（大綱引き）	事業プログラムに組み込んで連携・参加
通年	近隣施設	※（7）-④周辺施設を利用したプログラムを参照

※ その他 交流人口を増やすために、次のことを行います。

- ① 地域のイベント等の情報をリアルタイムで収集して、入退所式の際にアナウンスを行う。
- ② 受付カウンター等に、近隣施設のパンフレットや割引券等を置き、情報提供を行う。
- ③ 観光スポットや映えスポットの写真を掲示し、関心を持ってもらう。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

(8) 利用団体支援事業における利用団体への支援について

利用団体は、それぞれに利用目的をもって利用されます。それぞれのニーズにしっかりと応えることができるよう支援していきます。活動の内容によっては、本所の施設だけでは十分ではないことが多々あるため、近隣のレジャー・スポーツ施設の情報や本所周辺の環境についての情報の収集・発信に努めます。

また、自然の家の活動は、天候に左右されることが多いことから、悪天候で野外活動ができない場合の雨プログラムの充実にも努めます。

① 学校に出向いての指導及び事前打ち合わせの時の指導

ア 学校の利用目的を聞き、学校へ出向き、子供たちに直接実技を伴って指導する。

イ 事前打ち合わせに来所される学校については、プログラム作成のアドバイスや施設内を案内して参考にしてもらう。

② 研修や体験プログラム実施時の支援

研修プログラム	支援体制	支 援 の 方 法
カッター活動	職員 2名 カッター 1艇につき補助指導員 2名	事前の指導では、職員がライフジャケットのつけ方、カッターの座席の割り振り、オールの持ち方やこぎ方、危険回避の方法などを利用者に指導する。 海上では、監視艇に職員 2名とカッター 1艇につき補助指導員が 2名ずつ乗り込んでオールの使い方等の指導を行う。 また、実施後には、職員、補助指導員、そして利用者全員で反省会を行う。なお、カッター活動は、天候や海面状況について細心の注意をはらって実施する。
野外炊飯	職員 1名 *利用者の人数が多いときは職員 2名	職員は、事前に薪割りの方法、火の燃やし方、包丁の扱い方など安全面について利用者に指導を行う。また、ご飯の炊き方、カレーの作り方などの手順についても指導する。 調理中、職員は、ご飯、カレー作りなどが安全に留意しているかの点検を行い、利用者に助言を行う。事後、後片付けについても利用者に指導する。
キャンプ ファイヤー キャンドルの つどい	職員 1名	職員は、事前に利用団体の要望を聞き、対象者、目的等に応じて実施できるように助言を行う。また、衣装やキャンドルなどの道具の使い方についても支援する。 その後、職員は、薪組み、キャンドルの配置等を利用者と一緒に実行する。また、天候、風向き等の安全面には十分配慮するように指導する。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

(8) 利用団体支援事業における利用団体への支援について

研修プログラム	支援体制	支 援 の 方 法
ウォークラリー キッズ ポイントラリー オリエンテー リング	職員 1名	<p>職員は、ウォークラリー等のねらい、活動場所の様子、地図の見方、チェックポイントなどについて利用者に説明を行う。</p> <p>また、利用団体に、ゼッケン、地図、回答用紙、コンパス、無線機の使い方(引率者)などを指導して貸し出す。</p>
クラフト (焼き杉、プラ ホビー、ふくろ うのマグネット など)	職員 1名	<p>職員は、焼き杉等のクラフトで使う材料、道具を用意して、作り方の手順の説明、安全面の支援を行う。</p> <p>クラフト制作中、指導員は、技術面の支援を行うとともに、安全面について助言を行う。</p>
シュノーケリング	職員 2名 *利用者の人数が多いときは職員 3名	<p>シュノーケリングのねらい、ライフジャケットのつけ方などを説明し、海中での息の仕方を練習させる。また、引率者に実施中の人員の監視等について依頼しておく。</p> <p>実際に海に入って、職員は利用者がゴーグル等の道具の装着具合について点検するとともに、安全にシュノーケリングができるように支援する。</p> <p>また、名護屋湾に生息している海の生物について紹介する。</p>
ビーチ コーミング (SDGS 活動)	職員 1名	職員は、SDGS14（海の豊かさを守ろう）の説明を行い、海からの贈り物を採集したり海洋ゴミを回収したりして、楽しみながら地球の未来を変える支援を行う。

※ 家族向けクラフトとして、①流木ボールペン ②流木スプーン ③流木アート
④砂絵 を開発。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項 《施設の利用促進》

(9) 利用者の増加について

① 利用促進を図るための広報

- ア 促進を図るための広報
- イ 所報・ポスター・リーフレットなどの作成・配布
- ウ ホームページの充実(施設予約状況の提供など)
- エ インスタグラムによる情報発信
- オ 子育て情報サイト「さがピタ」の活用
- カ 提案型事業等の案内作成・配布
- キ 1年前の予約受付及び利用日調整の電話によるきめこまかな対応
- ク 県内の幼稚園・小・中・高校・大学・専門学校等への訪問による広報
- ケ 子どもクラブ、P T A、スポーツクラブへのリーフレット配布
- コ 中体連、高体連、唐津市体育協会等が開催する大会の利用依頼
- サ 教職員サークルへのリーフレット配布

上記の活動を行っていく際、個人情報保護法、著作権法の趣旨に沿い、写真掲載やメールの送信においてダブルチェックやクロスチェックを行います。

② 利用促進計画

ア 数値目標

(i) 学校の自然体験活動の打ち切りや少子化に伴う児童・生徒数の減少、並びに、利用料金の実質値上げやバス料金の高騰など、施設利用に関してはマイナス要因が多い中、利用団体の更なる掘り起こしに努め、延べ利用者数及び利用団体数の増加を目指します。

(ii) 数値目標は、コロナウィルス感染症流行により令和2年度に激減してから徐々に回復傾向にある延べ利用者数及び団体数を基本に考えて設定しました。

○ 年間の延べ利用者数の目標（令和7年度）50,000人

(実績：令和2年 13,326 人、令和3年 27,925 人、令和4年 37,094 人、
令和5年 43,356 人)

○ 年間の利用団体数（県内）の目標（令和7年度）370団体

(実績：令和2年 262 団体、令和3年 279 团体、令和4年 248 人、
令和5年 361 団体)

イ 目標達成のための具体的な方策

(i) 利用者の口コミによるPRが効果的なので、本施設を利用する団体へのサービス向上に努力します。具体的には、利用団体の要望にできるだけ応えます。また、団体が活動する際に細かな気配りを行います。

(ii) 本施設の特長について次の事をアピールし、それが実感できるような事業やプログラムを展開していきます。

- ・ 波戸岬は日本本土最北西端の地で、韓国に最も近い施設であること。
- ・ 玄海国定公園内に立地し、県内唯一の海浜型施設であること。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

《施設の利用促進》

(9) 利用者の増加について

- ・ 所下の海は、海洋生物の種が豊富であること。

※ 所下の海岸を「ウミウシ海岸」と名付け、シュノーケリングやビーチコーミング、磯遊びのフィールドとします。また、ウミウシの可愛いパネルを掲示し海洋活動の意欲付けとします。

- ・ 敷地内に430年前の室町幕府第15代將軍：足利義昭の陣跡があること。
・ カッター活動を行う海は内海で、中止となることが比較的少ないこと。

(iii) 閑散期（10月～3月）に、スポーツやゼミ、部活動、サークル活動等ができる各種団体にPR、誘客活動を積極的に行います。また、出前講座については、学校や公民館に誘客活動を行います。

(iv) 近隣にある名護屋城博物館、玄海エネルギーパーク、玄海町次世代エネルギーパーク、鯨組主中尾家屋敷との連携を図るために五施設会議を開催し、互いに協力しながら誘客活動を行います。

(v) 小中高大学の部活・クラブチーム・サークルの合宿や大会遠征も増えてきています。単一団体がリピーターとなるような充実したサービスに努めます。また、各種大会の主催者となっている協会や地方公共団体にも誘客活動を行います。

(vi) 市内の校長会、教頭会、そして教科部会等で使用していただくように、関係方面に働きかけます。また、公民館活動の中でも利用していただけるように、館長会・事務職員会にも働きかけを行います。

ウ 県内団体(特に学校団体)への利用促進の方策

(i) 上記イー(ii)に挙げた特長を最大限生かしたプログラム等を積極的にPRし、各団体の利用を促します。

(ii) コロナ禍では密を避けるために余裕のある部屋割りをしてきましたが、最大370名35室という収容能力を生かし、稼働率をあげていきます。

(iii) 県内教職員の社会体験研修や市町教育委員会の教職員研修を積極的に受け入れ、自然体験活動のよさや生きる力の育成に有効であることをアピールします。

(iv) 中学2年生の職場体験学習の案内チラシを作成・配布し、積極的に受け入れ学校との繋がりを深めます。

3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

(10) 管理経費の縮減にあたっての基本方針

(11) 利用に係る料金

(10) 管理経費の縮減にあたっての基本方針

- ① 利用者に対するサービス低下を招かないよう配慮したうえで、効率的な運用が図れるよう、常に見直し改善を行います。
- ② 光熱費等に関しては、より安価な利用形態を意識して、情報収集を行い見直ししていくとともに、空調管理は利用者目線も意識しながら、こまめな消灯や温度設定等を行い、節減を図ります。
- ③ 委託業務に関しても、業務範囲や回数等実情を踏まえ見直しを行うとともに、対象業者の選定も固定することなく、幅広に募集を行います。

(11) 利用に係る料金

① 宿泊に係る料金

施設利用料	中学生以下	無 料
	高校生・大学生	3 0 0 円
	保・幼・小・中・高の指導者	
	上記以外の者	7 0 0 円

② 日帰り利用に係る料金

大小和研修室、体育館、グラウンド、OR室、実習室、会議室、 交歓ホール、野外炊飯場（1時間当たり）	2 0 0 円
冷暖房設備使用の場合（施設毎1時間当たり）	1 0 0 円

③ 寝具代

3歳以上1泊につき	6 0 0 円
-----------	---------

④ 食事代

	小学生未満対象	小学生対象	中学生以上対象
朝 食	5 0 0 円	6 0 0 円	7 0 0 円
昼 食	6 5 0 円	7 5 0 円	8 5 0 円
夕 食	8 0 0 円	9 0 0 円	1 0 0 0 円
<hr/>			
弁 当	小4 5 0 円	中6 0 0 円	大7 0 0 円
野外炊飯		7 5 0 円	
BBQ		1 7 5 0 円	

⑤ 各種活動に係る料金 等

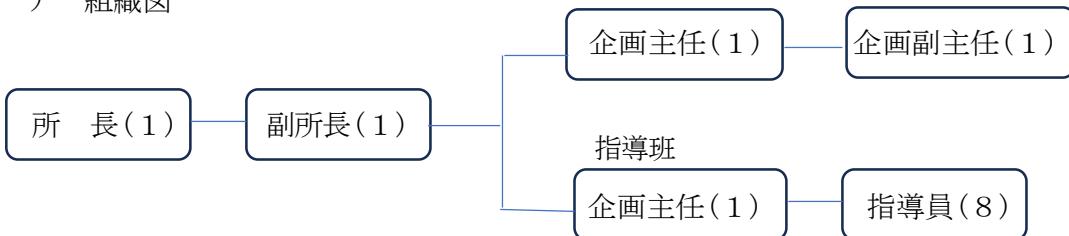
カッター活動（1艇）	3,000円
キャンプファイバー	3,000円
キャンドルのつどい	3,000円
グラスサンドアート	3 0 0 円
焼き杉、思い出のアルバム	3 0 0 円
プラホビー、ふくろうのマグネット	2 0 0 円
魚釣り、シュノーケリング、ストーンアート他	1 5 0 円

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(1) 管理組織体制①

① 組織及び人数配置について

ア 組織図



イ 職 員

所 属	役 職	職員数	常 勤	非常勤	担 当 事 務 内 容
	所 長	1人	1人	—	所の統轄
	副所長	1人	1人	—	所長の補佐、指導班の総括
総務班	企画主任	1人	1人	—	総務班の総括
総務班	企画副主任	1人	1人	—	収入・支出等事務一般
指導班	企画主任	1人	1人	—	指導班の指導、主催事業の企画運営
指導班	指導員	8人	8人	—	利用団体の指導、主催事業の企画運営

ウ 勤務体制

勤務時間・・・利用者への対応するために二交替制

A勤務・・・午前8時30分～午後5時15分(休憩12時00分～13時)

B勤務・・・午後1時15分～午後10時 (休憩17時00分～18時)

週休日 ・・・ 毎週2日

宿直勤務 ・・・宿泊利用者があるとき

宿泊5団体以上又は宿泊者数300人以上(宿直勤務者2名)

宿泊4団体以下又は宿泊者数299人以下(宿直勤務者1名)

※ 勤務開始時間と終了時間については柔軟に対応し、超過勤務の縮減に努めます。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(1) 管理組織体制②

② 専門職の確保と配置について

次のように、専門性を有し能力ある職員を採用して、利用団体の支援に努めます

令和6年度 職員	氏名	所属 (課名)	免許等の名称及び経歴
教員の資格 を有する者	檜崎 秀樹	所長	中学体育一普・高校体育二普
	宮崎 恵司	副所長	小学一普
	溝上 由加里	指導班	中学家庭二普
	西 詠司朗	指導班	中学体育一種・高校体育二種
	池田 積太郎	指導班	中学体育一種・高校体育二種
	川原 涼誠	指導班	中学社会一種・高校社会二種
その他上記 と同等の資 格を有する 者	溝上 由加里	指導班	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
	木村 悠佑		NEALコーディネーター 二級小型船舶操縦免許
	平野 貴章		NEALインストラクター 二級小型船舶操縦免許
	坂本 正裕		NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許
	池田 積太郎		NEALリーダー 健康運動実践指導者 公認スポーツ指導者(陸上) 二級小型船舶操縦免許
	川原 涼誠		NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
	小浜 恭輔		NEALインストラクター 健康運動実践指導士 二級小型船舶操縦免許
	西 詠司朗		NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許
	内川 向日葵		NEALインストラクター 一級小型船舶操縦免許

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(2) 職員の指導育成・研修体制について

職員の研修（スキルの維持・向上）

少年自然の家の運営が的確に行われ、その目的を果たし、利用者に満足していただけるためには、職員一人ひとりが日頃から研鑽し、能力を磨き、スキルの維持・向上を図っていくことが大切です。このため、外部へ職員を派遣しての研修や少年自然の家における内部研修を実施し、職員の資質の向上に取り組んでいきます。

ア 指導員育成のための研修受講や資格取得の支援

利用者の利便性の向上を図るとともに、利用者の研修内容に即した指導が適切に行えるよう、指導員の技能の向上のための研修受講や資格取得を積極的に支援します。

- (i) 外部団体が実施している NEAL 等の専門研修へ参加します。
- (ii) 国立青少年教育施設等が開催している指導者研修会等へ参加させます。
- (iii) 海浜型施設の指導員として必要な海のフィールドワークや海洋生物についての研修についても希望に応じて専門家を招聘して実施していきます。
- (iv) 年間計画を作成し、見通しが持てる無理のない研修に努めます。

イ 施設の管理運用に関する研修

- ・ サービス向上や安全な施設管理を図るための研修に取り組みます。

(i) 接遇の研修

サービスの向上のために接客等のマナーを身につけることが大切であり、接遇研修を実施します。また、カスタマーハラスマントについてもマニュアルを整備し職員の対応能力を高めます。

(ii) 救急・救命技能講習

少年自然の家の活動は、自然体験等の危険を伴うものもあり、万が一に備え職員すべてが救命技能を有することが肝要であるため、救命救急技能講習会を受講します。

(iii) 個人情報の保護に関する研修

少年自然の家では、利用者に関する個人情報を取り扱うので、個人情報の取扱とその保護に関する研修を実施します。

(iv) 人権・同和教育に関する研修

国民的課題である同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解し、認識を深めるための研修に職員を積極的に参加させ、人権を尊重する管理運営に努めます。

(v) 3施設合同研修

各施設における問題点や課題、または改善したことなどを共有し、今後の施設運営に活かします。

ウ その他

- (i) その他、法令等で定められた研修は勿論のこと、熱中症予防などの施設管理に必要な研修には職員を積極的に参加させ、安全な施設の管理運営に努めます。
- (ii) 職員のスキルアップも兼ねて、所内のレクリエーションやニュースポーツ器具を使ったイベントを毎月所内で開催する。

※ 研修で得た情報やスキルは所内や3施設内で報告会を行い、個人・チームのスキルアップを図ります。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(3) 職員の県内雇用について

職員の県内雇用について

ア 職員等の雇用についての考え方

当財団では、県の雇用促進に貢献する立場から、地元のハローワークを通じて職員募集を行ったり、県内大学に紹介を依頼したりするなど優秀な人材確保に努めています。

なお、社会教育等専門知識を要する職員の募集については、教員免許、社会教育主事の資格及び同等の資格所有者を優先します。

また、原則として県内在住者、県外在住者であっても県出身者を優先して県内雇用 100%を努めています。

令和6年度は、波戸岬少年自然の家の財団職員のうち、1名を除き県内出身であり全員が県内居住者です。

・出身地別・居住地別職員

市町名	出身地（人）	居住地（人）
唐津市	8	1 1
玄海町	1	1
武雄市	1	1
伊万里市	1	0
小城市	1	1
神埼市	1	0
福岡県久留米市	1	0

イ 清掃業務等の業者選定についての考え方

当財団では、平成15年7月の「ローカル発注に関する緊急措置」を踏まえ、清掃業務、警備業務等については、県内企業の受注機会の確保、県内発注の維持を基本としています。原則として県内業者を選定して入札を行って県内業者100%で県内雇用 100%が図られています。

今後とも、清掃業務、警備業務、設備運転業務とも、県内発注 100%を目指します。

ウ 食堂の業者委託についての考え方

食堂の運営については、安全・安心なものを利用者に提供することができるよう専門の業者に委託します。その際、業者選定についても、県内業者を優先します。

また、食堂の従業員は全員地元からの雇用で、引き続き県内雇用 100%を継続します。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(4) 事故・災害時の対応

① 事故防止などの安全管理対策・体制について

少年自然の家での活動は、屋外や施設外の活動が多く、怪我や事故等が起こることが十分予測されます。野外での活動を通して、危機回避能力、危機予知能力等を身につけるよい機会になりますが、重大な事故等につながるようなことは絶対に避ける必要があります。これらの事故等の発生を防ぐために、以下のような対策を講じます。また、前月発生したヒアリハットについて業務会議の中で共通理解・対応確認を行います。

ア マニュアルの整備

安全管理マニュアル(火災、風水害、食中毒、人身事故、熱中症、性被害、カスハラ、地震原発災害等)を整備し、全職員が対応できるようにするとともに、状況に応じて適宜見直しを行います。

イ 事故発生時等の訓練

事故等が発生したときの具体的な対応を身につけるために、消防訓練(年2回)、地震・原発事故、発生時訓練(年1回)、人身事故・急病人発生時訓練(年1回)、そして救急救命講習会(隔年1回)を実施します。

ウ その他（下記のように利用者への指導、施設等の安全対策を行います。）

○ 利用団体の指導者・引率者への指導

- 施設の下見と事前の打ち合わせ
- 活動中に想定される危険と対処方法
- 活動中の指導者・引率者の配置等の確認と事前踏査
- 活動前に参加者の健康状態の把握と保健指導
- 施設周辺の救急医療機関の確認
- カッター活動等の施設外活動時に無線機又は携帯電話の携帯

○ 利用者への指導

- 入所受付時、代表者に「利用案内」「所内での過ごし方の案内」の説明
- 入所オリエンテーション時、利用者全員に「施設利用の方法」「安全に対する注意」の説明
- 活動前、活動する際に注意すべきこと、道具等の安全な取り扱い方の説明
- カッター活動、釣り等の活動時、器具の使用及び救命胴衣着用の説明

○ 施設側の安全対策

- 施設内の遊具、コース、敷地内への月1回の定期的な安全点検、整備補修
- 主催事業等での傷害保険への加入、
- カッター活動時に救助艇、陸上監視員の配置
- レストラン運営者との定期的な協議での食事の衛生管理
- 警備会社による機械警備、宿直職員による夜間巡回警備
- 安全管理マニュアルの見直し

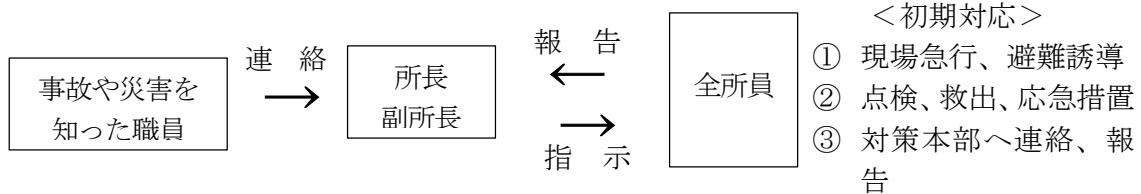
○ 安全に関する免許等（令和6年度）

- 小型船舶免許 所有者・・・1名（1級）、10名（2級）
- 無線従事者免許 所有者・・・2名（3級）
- 玉掛け作業資格 所有者・・・2名
- 小型クレーン運転資格 所有者・・・2名
- チェーンソー作業資格 所有者・・・7名

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(4) 事故・災害時の対応

② 事故や災害の対しての基本的な対応概念図



<対策本部設置>

- ①電話対応、記録 ②県へ連絡、報告 ③情報収集、体制整備、対応指示

③ 事故や災害への対応

想定される事故や災害に対して、それぞれの場合に応じて下記のように対応していきます。また、詳細な事故及び災害時のマニュアルを作成します。

ア 火 災

- (i) 発見した職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、利用者の避難誘導、初期消火を行い消防署へ連絡する。
- (iii) 火災の状況に応じて、自営消防隊で消火に努める。
- (iv) 消防車を現場まで誘導する。
- (v) 鎮火後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

イ 地 震

- (i) 情報を知った(又は地震を感じた)職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、活動を直ちに中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 揺れがおさまった段階で、電気、ガス、石油類、その他危険物類を点検する。
- (iv) 津波警報等が出た場合、直ちに高台(芝生広場: 海抜30m)へ利用者を避難誘導する。
- (v) 避難終了後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

ウ 台風・水害・竜巻・雷等

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 状況によって、室内での待機厳守、外出許可制をとる。
- (iv) 状況が安定した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

エ 事故(傷害、水難、遭難、熱中症等)、行方不明、その他(性被害等)

- (i) 負傷者、行方不明者についての所長・副所長や職員で情報を共有する。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、応急措置、捜索救出を行う。
- (iii) 状況によっては、警察、消防団、海上保安庁、医療機関へ連絡する。
- (iv) 解決した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

オ 原発事故

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を屋内に避難誘導する。
- (iii) 窓を閉めたり、換気扇を止めたりして外気が室内に入らないようにする。
- (iv) 野外から避難した利用者に、顔、頭、手足等を洗浄させる。
- (v) 必要に応じて、速やかに利用者を帰宅させる。
- (vi) 避難が終了した段階で、関係機関(県、財団等)に報告し、指示を待つ。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(5) 苦情等に対する対応について

○ 苦情等に対する対応について

利用者からの苦情等の未然防止のためには、利用者との十分な事前の連絡、調整が重要であり、このことを基本として下記の事項に努めます。なお、苦情等のトラブルに対しては、毎朝打合せで情報を共有し、できるものは迅速に誠意ある対応を行います。

ア 施設利用予約受付について

施設利用については重複予約等を避けるため、予約受付について職員相互の連絡を密にするとともに、責任者がチェックを行います。本施設の予約が取れないという不満に対しては、予約受入期日、時間、方法を明確にし、利用団体へ周知します。

イ プログラム指導について

プログラム指導では、活動の目的が十分達成されることや事故等がないようにすることが重要です。

そのためには、

- ① 利用団体による下見
- ② 活動の目的、内容、方法等を熟知してもらうこと
- ③ 利用団体と指導員との事前の打ち合わせ
- ④ 午後4時から利用団体の責任者が会し、打ち合わせ調整

この4点を必ず履行してもらうように利用団体に説明してトラブル等を防止します。

ウ 本施設の設置目的の理解について

利用団体の中には、当施設が少年教育施設との認識が薄く、一般のホテル等と同じサービスが受けられるとの認識があります。そのことが、トラブルや不平不満につながるケースが多いと思われます。

利用団体には、利用受付時、入所受付時、入所後のオリエンテーション時などをを利用して、当施設の設置目的や施設設備について理解を得るようにします。

エ 施設設備の不具合について

活動中、施設設備の不具合から事故等が発生しないように、宿泊棟、生活棟、体育館、管理棟、グランド、野外活動コース等を定期的に見回り、点検整備を行います。

オ 食事について

食事は検食を必ず行い、問題点がないかをチェックします。

また、衛生管理、食事の献立、そしてレストラン職員の利用者への対応などを「レストラン会議」において協議して、苦情等のトラブル防止に努めます。

カ 法令等の遵守について

個人情報保護法、健康増進法、衛生管理に関する法令等の法令遵守の徹底を図ります。

キ スキルアップ

令和6年度の三施設研修会において、カスタマーハラスマント対応について研修を深めました。今後も関係研修会への参加を促進し、職場内での共通理解に努めます。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(6) 個人情報の保護について

当財団では、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県個人情報保護要領の趣旨に基づき、平成15年4月に佐賀県教育文化振興財団個人情報保護規程を制定し、保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めています。

収集者の責務・・・個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないように努めます。

登録簿への登録・・・個人情報取扱事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供することとします。登録した事項を変更する場合も同様とします。また、取扱事務を廃止したときは、速やかに抹消します。

収集の制限・・・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により本人から収集することとします。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。

利用等の制限・・・個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を財団内において利用し、又は財団以外の者に提供することはありません。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。

職員等の義務・・・職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とします。

適性管理・・・個人情報の漏えい、減失やき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために、管理責任者を定めています。

特に管理責任者は、個人情報の漏えい防止のため個人情報が記載された書類を施錠可能なキャビネット等に保管することにしています。

当財団では、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、1年に最低1回は職員研修を実施し、職員の意識の啓発に努めています。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(7) 情報公開に関して講じる措置について

佐賀県情報公開条例第25条の規定に基づき、財団として情報公開規程を定め、法人文書の開示と情報提供の充実を柱として、財団運営に関する情報公開を積極的に行います。

○ 情報公開規程の概要

ア 法人文書の開示については、だれでも（どの団体も）申し出ができる。

イ 申し出ができる法人文書

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団事務局が作成し、又は取得した法人文書、図画及び写真並びに電磁的記録等で、当財団が組織的に用いるものとして保管しているもの。

ウ 開示申出の方法

開示申出書に、住所、氏名、法人文書の件名など必要事項を記入し、当財団に提出する。

エ 開示申出に対する決定と通知

原則として、開示申出があった日から起算して15日以内に開示できるかどうかを決定して、その決定内容を文書で知らせる。なぜなら、法人文書については、法令等で非開示とされているものや個人に関する情報等があるからである。

開示できるときは、開示の日時・場所もあわせて知らせる。開示に当たって、第三者の意見を聞く必要がある場合など相当の理由があるときは、決定までの期間を最大15日間延長することがある。また、開示申出に係る法人文書が著しく大量である場合には、30日以内に相当部分について開示するかどうかの決定を行い、残りの部分についてさらに延長することがある。

オ 開示の実施

法人文書の閲覧、写し等の交付などは、原則として申出者に知らせた日時・場所で行う。

カ 情報公開に関する窓口

佐賀県波戸岬少年自然の家

- ・住 所 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 5581-1
- ・電話番号 0955-82-5507

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(8) 食事におけるアレルギー対応に関して講じる措置について

① 申請様式の工夫

- 申請時に提出される食事申込書に食物アレルギー該当者の有無の欄を設け、有りの場合は、該当の保護者が作成する詳細シートに団体が作成する確認書を添付し、状況把握を確実に行う。食事申請時の取組

② 食事申請時の取組

- 食物アレルギー該当者については、レストラン栄養士と利用団体の代表者及び保護者と直接連絡をとって状況を把握確認し、対応を確定する。

③ 調理時の取組

- 栄養士が作成した献立表に従い、個別に調理をする。小麦粉などにアレルギーを持つ子どもがいる場合などは、飛び散って混在することないように袋に入れて保管をする。
- 対応の器にアレルギーを持つ子どもの氏名（フルネーム）と除去食名を記入したプレートを置き他の子どもとの配膳を間違わないよう区別する。

④ 配膳時の取組

- 施設内での食事の前には、利用団体の職員にアレルギー対応食のチェックをしてもらう。そして食物アレルギー該当者は、各団体の先頭に並び、アレルギー対応食用カウンターまで行き、食堂スタッフより本人確認後、食事の説明を行った後、手渡しを行う。
- アレルギー対応食の受け渡しを確実に行うため、他の利用者はアレルギー食の対応が終わるまで食堂への入室を控える。

⑤ その他の取組

- 食堂職員だけでなく、施設職員での情報共有を徹底する。

[様式4-8a] 食物アレルギー事前確認票(波戸岬少年自然の家食堂) ページ数 /

※下記内容の個人情報を食物アレルギー等、食材の除去目的以外には利用致しません。

1. 対象者情報

団体名	(フリガナ)					
アレルギー担当者氏名						
連絡先	電話	FAX				
メールアドレス						
利用期間	月 日()	【朝・星・夕】	~	月 日()	【朝・星・夕】	
アレルギー該当者	有	無	記入後は最後の下記同意欄への 署名 を必ずお願いいたします。			

2. 対応方法について

ウェブサイト掲載の「アレルギー」、「食物アレルギー対応について」をご確認の上、
下記に、食物アレルギー対応情報を、(A)～(D)いずれかのご参考対応をご記入ください。

レストランでは顧客・提供者のコミュニケーションの可能性をございます。ご依頼の際にて、アナフィラキシーショック等、直感的な症状を経験する可能性のある方は、万が一の事態を考慮し、(B)の対応をお願いいたします。

*提供している掛け物調理は共通の油を使用しております。ご記入の方は、(B)の持ち込み対応を頂きますよう、お願いいたします。

企画責任者 **企画責任者** **企画外飲食対応**

(A) 一般対応 (A) 自己除去 (A) 自己除去

対の方は、食物アレルギーについてのご相談は、下記会員の方までご連絡ください。
会員TEL:070-1548-8009 原田
(受付時間 9時～18時)
MAIL: Kana.Harada@compass-jpn.com

(B) 持ち込み対応 (B) 持ち込み対応 (B) 持ち込み対応

(C) 除害食対応 (C) 除害食対応 **野外飲食のアレルギー対応は、いたしかねません**

※ 食堂のご利用人数に応じて、接待方法を変更させて頂き場合がございます。その場合は、接待責任者の方へご連絡をさせて顶きます。

食物アレルギー フラッシュアレルギー等、至急対応が必要な場合は、(A)の対応をお願いいたします。
アレルギー おもに野菜類、果物類等、アレルギー反応が現れる場合は、(B)の対応をお願いいたします。
アレルギー おもに魚介類、卵類等、アレルギー反応が現れる場合は、(C)の対応をお願いいたします。

例) 青少年 太郎 男 14 たまご ごぼ

1 いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ (A) (B) (B)

2 いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ (A) (B) (B)

3 いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ (A) (B) (B)

4 いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ (A) (B) (B)

5 いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ (A) (B) (B)

6 いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ (A) (B) (B)

※ 請求「食物アレルギーの対応について」を複数枚提出する場合は、上部記載欄にて同一箇所に記入して下さい。

令和____年____月____日 署名 _____

食物アレルギーの対応について

～保護者様へ～
2025年2月改訂

食物アレルギーをお持ちのご利用者様には、出来る範囲での対応をさせていただきます。
以下の点については、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 食物アレルギーについては特定原材料8品目+特定原材料に準ずるもの20品目の対応を行います。
※ その他食材については対応いたしかねますが、代替食にて必要となりますのでご記入をお願いしております。

2. 食品や調理上のコンタミネーション除去は行っておりません。
厨房では調理器具・食器・洗浄機器・揚げ油など、全てのメニューにおいて共通のものを使用しており、アレルギー物質の交差汚染は避けられません。
アノフライキシーやエビ etc 所持等、重篤な症状を起こす可能性がある方は弊社の規定により、万が一の事態を考慮し、お食事の提供及び厨房内の調理を控えさせていただいております。

恐れ入りますが、**全食「(B)持込対応」**をご選択ください。

3. 食堂対応方法

野外炊飯のアレルギー対応はいたしません

(A)一般食・自己除去 対応	ご自身で判断・除去する (盛付けてありますので、アレルゲン食材の提供・付着がございます)	
(B)持ち込み対応	弊社でお食事のご提供ができない場合お持ち込みいただきます。※ ご提出されたアレルゲンを全て除去いたします。	
(C)除去食対応	代替はございません。必要な際は一部お持ち込みください。	

4. お申込みから対応までの流れ

アレルギーについてホームページ掲載の原材料表をご確認の上、団体ご担当者様とお打ち合わせください。

利用団体の引率者様から施設へ提出していただきます。
提出期限を過ぎると、対応できかねますので、あらかじめご了承ください。
※利用日30日前厳守

栄養士が確認し、献立作成を行います。
※基本的に栄養士からアレルギー該当者へ直接のご連絡はしておりません。

確定後、引率者様へご提供内容確認をお送りいたします。
ご署名の上事前にご提出いただきます。(FAX・メール)
当日は原本を必ずお持ちください。

※提供の際は、アレルギー食をトレーにのせて、ご本人様に手渡しいたします。

アレルギー対応については、「学校生活管理指導票」に基づいて、対応をいたします。
申請頂くアレルギー情報が、学校生活管理指導票の内容と一致しているか、ご確認をお願いいたします。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(9) 県内発注の考え方について

① 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

佐賀県では、平成15年から県内企業を優先する発注・調達を推進し、地元発注・調達率を高めることにより、経済の活性化や雇用の維持を図るため「ローカル発注」に取り組まれています。当財団としても、この取組を踏まえ、県内企業の受注機会の確保及び地元雇用の維持を図ることを基本スタンスとしており、清掃業務や警備業務等の再委託については、県内の業者を選定して入札を行うなど、県内発注100%を目標とします。

② 管理運営に必要な物品等の調達についての考え方

事務用品や施設管理に必要な物品等の調達についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、原則として県内の業者を選定して調達を行うなど、県内での調達100%を目標とします。

③ その他

施設の維持修繕についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、県内の業者を選定して見積りを行うなど、県内発注100%を目標とします。

また、食堂の運営については、令和3年度より新しい業者による運営が始まりましたが、豊富な実績とノウハウを活かした「安全」「安心」な食事の提供を行うと共に、地産地消へも積極的に取り組み、地域への貢献を果たしてもらいたいと考えます。

5 その他

活動プログラムに関する料金

	活動プログラム	料 金	備 考
1	カッター活動（1艇）	3, 000円	・小学5年生以上 ・1艇あたり16名～24名 ・1艇あたり1名は団体引率者が乗艇・4月～10月
2	キャンプファイヤー	大 3, 000円	グラウンド・営火場
		小 2, 000円	いこいの広場
3	キャンドルの集い	大 3, 000円	体育館・大研修室
		小 2, 000円	小研修室
4	魚釣り	150円	竿、リール、ライジングacketを貸出。エサ、仕掛けは持参
5	シュノーケリング	150円	道具一式貸出。マリンシューズか濡れていいい靴は持参
6	グラスサンドアート	300円	グラスの中に入れたいフィギア等があれば持参
7	焼き杉	300円	焼き板の壁掛け。軍手を持参
8	思い出のアルバム	300円	焼き板のフォトスタンド。軍手を持参
9	プラホビー	200円	プラ板のキーホルダー。軍手、下書きの絵を持参
10	ふくろうマグネット	250円	石のフクロウ（紙止め）
11	ふくろうペーパーウェイト	200円	石のフクロウ（紙抑え）
12	ストーンアート	200円	海岸の石アート 描きたい絵があれば持参
13	紙ゴマ	100円	紙と木で作るコマ
14	手しきハガキ	100円	牛乳パックで作るハガキ
14	葉(しおり)	100円	長方形の葉とかみつき葉の2種類
15	流木スプーン	300円	柄(持つ部分)は流木、つぼ(すくう部分)は金属
16	流木ボールペン	200円	流木を使ったボールペン
17	流木アート	100円	流木を使ったオリジナルオブジェ、鉢等
18	砂絵	200円	カラー砂を使った砂絵アート
19	出前講座	2000円	クラフト・レクリエーション他 ※クラフトの場合、別途材料費がかかります。

※ ファミリー向けクラフトは、少人数の学校であれば対応可能です。ご相談ください。